

令和4年度
教育行政基本方針

九重町教育委員会

目 次

◇ 教育行政の体系	
◇ はじめに	1
◇ 生涯を通じた学びの支援	2
1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	2
2 自律のまちづくりに即応した社会教育の推進	6
3 人権教育・部落問題学習の推進	7
4 文化・芸術、スポーツの振興	8

大人にとって、

故郷（ふるさと）は

過去の思い出だが

子どもにとっては、

現在（いま）であり

未来である

今、仲間や地域の人たちと

何をしたかが

やがて大人になって

故郷（ふるさと）になる



2022年度 九重町教育行政基本方針

教育行政の体系

九重町民憲章

わたしたちは、九重町民であることに誇りをもち郷土を愛し、町の発展とお互いのしあわせを築くためこの憲章を定めます。(1983年制定)

- 1、誇れる歴史と文化を伸ばし育てよう。
- 1、恵まれた自然を愛し守り続けよう。
- 1、あたたかい心でふれあいを大切にしよう。
- 1、豊かな資源を生かし伸びゆく町にしよう。
- 1、健康で住みたくなる町にしよう。

九重町第5次総合計画 (2022～2031年度)

九重町教育大綱 (2020～2022年度)

2022年度 九重町教育行政基本方針

◇はじめに

国は、21世紀にふさわしい教育体制に向け改革を進めてきた教育再生実行会議の提言を受け、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」の具体として、新しい生活様式における教育の姿と実現のための方策、教育と社会全体の連携による学びの充実、データ駆動型の教育への転換などの取組を進めてきた。

新政権においては、「我が国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある」とし、教育再生実行会議のこれまでの検討課題等を引き継ぎ、2021年12月「教育未来創造会議」の初会合を開催して事実上移行した。その中で、コロナ禍を機に明らかになった新たな課題に加え、これまでに実現できなかった課題を克服していくことが未来を創造することに直結するとしている。

大分県教育委員会は、教育行政の指針となる大分県長期教育計画「教育県大分創造プラン2016」に則し、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分の創造」を基本理念に掲げ、「全国に誇れる教育水準」の達成を最重点目標としている。その中ですべての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織の構築」による学校改革を進め、「教職員の資質向上」と「チームとしての学校」運営や「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」等を積極的に進めている。その取り組みの成果として、「全国学力・学習状況調査」や「体力・運動能力などの調査」において九州トップレベルの結果を出し成果を上げている。また社会教育分野では、変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援として、多様な学習活動や社会全体の「協育力」の向上に向けた取組やコミュニティの協働による家庭教育支援を推進している。

このような中、本町の教育行政は、新型コロナウイルス感染を予防しながら日常生活を送る新しい生活様式を、新たな日常と捉え、持続的な教育行政を推進していかなければならない。学校教育では「地域に開かれた教育」を実現するために取組んできた「このえ学園基本計画」の推進は5年を経過した。これまでの取組をより深化させるために、時代の変化に即応した計画の見直しを行い、今後の取組の指針としていく。社会教育分野では、各地区公民館・ふれあい交流センターを中心に「自助・共助・公助のまちづくり」を推進するための活動の充実が求められている。地区公民館と地区協議会が、より一層の連携と協働を深め自律のまちづくりを推進することが重要である。九重町教育委員会は、このような状況を踏まえて、九重町第5次総合計画や九重町総合教育会議において提示された「九重町教育大綱」を受け、これまでの取組の総括を踏まえた新たな時代に即応した「令和4年度九重町教育行政基本方針」を定める。

◇ 生涯を通じた学びの支援

生涯学習とは、各個人が行う学習のみならず、社会教育、学校教育、文化・スポーツ活動などあらゆる分野において行われる多様な学習活動を含め、人々がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動を指している。文部科学省は、教育基本法の規定を踏まえ、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また学習成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現をめざし、さまざまな生涯学習振興施策を進めることとしている。

教育行政においては、生涯学習をこのような観点から捉え、さまざまな学習をきっかけにして世代を超えた住民同士の結びつきや信頼関係を築くことで、地域づくりや町づくりへとつなげていくことが大切である。特に家庭での教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である。少子化や核家族化、格差社会の進行により、家族が抱える課題が多様化してきている中、親が身近な人から子育てを学び助け合う機会の減少など、地域における地縁的なつながりも希薄化していることから、社会全体で家庭教育を支援することの重要性はより一層高まってきている。今後も生涯学習社会の実現に向けて、国や県の支援、関係機関・団体と協働しながら、学習機会の支援に努める。

1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- (1) 「生きる力」は、「知」（確かな学力）「徳」（豊かな人間性）「体」（健やかな体）のバランスで培われる。育成すべき資質・能力としては「基礎的・基本的な知識・技能」「それらを活用する思考力・判断力・表現力」そして「自ら学ぶ意欲や態度」とされている。コロナ禍であるものの、あらゆる教育活動における ICT の利活用と小学校の外国語活動・外国語と中学校の英語教育の連携を進めていくことが重要である。
- (2) コロナ禍の中、5年目を迎えた「ここのえ学園」の取組は、活動の規模や内容を変更せざるをえなかったが、ICT を活用した取組など新たな可能性を見出すこともできた。今後はこの経験を活かし、取組の精選と内容の充実を図っていく。実施状況の周知については、町報やケーブル TV、広報紙「フォトニュース」等で広報活動を行ってきたことで、町民の認知度も次第に高まってきている。今後は、小・中学校運営協議会を中心に PDCA サイクルによって課題の克服と取組の深化に努める。
- (3) 将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域と共にある学校づくり（コミュニティ・スクールの導入）が求められている。このことは「ここのえ学園基本計画」と同調するものである。また、学習指導要領の示す「社会に開かれた教育課程」を

進めるためにも重要であり、本町教育の一層の充実のため、町民と学校の双方向の関係づくりを深化させていくことが求められている。今後、こども園、小学校、中学校、地区公民館が連携を深め、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」の取組を充実させていく。

- (4) 「第二次学校再編整備計画に係る小学校統合計画（改定）」に則り、小学校の教育環境整備を進める。小学校再編検討委員会の意見書において指摘されたように、今後は「このえ学園」の一層の取組の推進や ICT を利活用した学校間連携を行っていくこととする。
- (5) 「協調学習」（東京大学と全国自治体との連携協力による研究プロジェクト CoREF）は、すべての小・中学校の「協調学習担当者」を中心に学校毎に校内研修を行うなど研究を継続してきた。「知識構成型ジグソー法」は、学力の3要素の重要な要素である「問題解決能力を育む学習方法」として全国的に広がりを見せている。引き続き、すべての学校で「協調学習」に基づいた授業実践や授業公開を通して授業改善に努める。
- (6) 学力調査では、小学校6年生（国語・算数）と中学3年生（国語・数学）を対象とする「全国学力・学習状況調査」、小学校5年生（国語・算数・理科）と中学2年生（国語・数学・理科・英語・社会）を対象とした「大分県学力定着状況調査」が、コロナ禍の中全ての学校を対象に実施された。九重町では、町独自に行っている学力調査においては、学年間の差は多少あるものの、小・中学校ともに追跡調査において、学力は安定してる。残された課題を克服し、基礎・基本の確実な定着と活用力のさらなる向上に向け全力を傾注していかなければならない。また、小学校における外国語の教科化と中学校における英語の学力低下に対応するため小・中学校の連携した指導の充実を図る。
- (7) 令和3年度の大分県児童生徒の体力・運動能力等の調査は再開された。体力づくりは、生きる力を培うための重要な要素でもあることから、過去の調査によって明らかになった課題を克服するために小学校体育専科教員を活用した体育の充実に努める。また「スポーツ鬼ごっこ」は、体力づくりと同時に、協調性やコミュニケーション能力の育成にも効果があるとされていることから、今後も小・中学校で推進する。
- (8) 特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び支援を行うものである。特別支援学級への在籍や特別な支援を必要とする子どもが増加しており、これらのニーズに対応するために、教職員の理解と共通認識のもと子どもたちへの支援体制を強化し、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成をはじめとした教育環境の整備に努める。

- (9) いじめや不登校に象徴される児童・生徒の問題行動の認知件数は、本町では、県内平均以下となっている。国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、教育委員会では「九重町いじめ防止基本方針」、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を定め、指導体制の充実と強化に努めている。また、全国的な問題となっている「児童虐待」についても注意を払っている。今後も家庭や地域との連携を密にしながら、「問題行動みのがしゼロ」に向けて全力を傾注していく。また、不登校や問題行動の早期発見、早期解決に向け、九重町教育支援センター「ほっとスペース」に教育指導員、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し関係機関や関係課との連携に努める。
- (10) コロナ禍、町内においても感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷が危惧されている。今後も感染症対策に努めるとともに、医療をめぐる人権教育の取組を推進する。また、あらゆる状況を想定し ICT を利活用した学習保障の取組も推進する。
- (11) 危機管理対策については、「学校における危機管理マニュアル」をもとに取り組んでいる。今後も、各学校の実態に即した安全対策と地域との連携・協力体制づくりが一層重要になってきている。防災教育の充実や引き渡し訓練などについては小・中学校運営協議会を中心に、引き続き関係機関や団体と連携しながら防災・防犯体制の充実に努める。そのために淮園小学校を研究校に指定し、地域連携の在り方について大分大学（減災・復興デザイン教育研究センター）の支援のもと防災教育について研究を進める。
- (12) 学校給食は、学校給食運営委員会を中心に給食の質や衛生管理が低下することのないよう、安心・安全な学校給食と給食内容の充実や食材の地産地消を進める。また、学校給食は児童生徒の健全な発育を助けるという観点にもとづき、栄養教諭による食育の指導を進める。
- (13) 「学校を開く取組」については、すべての小・中学校が「学校公開日」を設定する中で、保護者の学校訪問や授業参観も定着してきたところである。学校ホームページも一段と充実し、学校情報の積極的な公開にも取り組んできた。また地域住民の方々が学校により関心を持つように、ケーブル TV 等を活用して教育に関する情報の発信に、今後も積極的に取り組む。
- (14) 教員勤務実態全国調査から教職員の長時間労働が社会的な問題となっている。九重町はこれまで実施してきた学校職員出勤記録をもとに、「九重町学校職員衛生委員会」において業務改善計画について協議し、教職員の健康維持と教育の充実を目指した「教職員の働き方改革」を推進してきた。とりわけ、中学校部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置に引き続き取り組む。また、事務職員未配置校における管理職等の事務軽減を図るため業務改善を推進する。その一つの方策として、すべての学校に導入した校務支援システムにより教職員の学校事務の効率化を図る。

- (15) 子どもの歯と口の健康を促進するため、3本柱である「食育・歯磨き・フッ化物洗口」を全小・中学校で推進する。コロナ禍におけるフッ化物洗口については、実施上の手引きに沿って引き続き希望する児童・生徒に実施できる環境整備を進めていく。
- (16) グローバル社会を生きるために、国際交流活動をはじめ日本人とは異なる価値観をもった者と交流する機会などの充実が求められている。本町では「グローバルチャレンジプラン」として、小学生を対象とした「イングリッシュキャンプ」や中学生を対象とした「英語検定試験受検促進事業」に引き続き取り組む。今後もグローバル化に向けた取組について、このえ緑陽中学校と姉妹校提携を結んだ高雄市立大灣国民中学校と鳳山国民中学校との交流や町内出身高校生に対して「まちの担い手応援事業補助金」を活用した海外ホームステイ派遣事業は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら推進する。
- (17) ICTを活用したプログラミング教育ではそのスキルを身に着けるだけでなく、課題解決のための論理的思考力や情報処理能力の育成が求められている。本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により一気に加速した国の「GIGA スクール構想」をもとに、児童生徒1台と教員用のタブレット端末機の導入、無線LAN施設整備事業に取り組んできた。今後は授業での活用に留まらず、ICTを利用した学校間交流や非常時における「オンライン授業の実施に向けた環境整備」に引き続き取り組む。また、ICT支援員を配置し授業の充実や教職員の研修を推進する。
- (18) 「ひとづくりはまちづくり」の理念に則り、人口減少対策や就労促進による人材確保と、誰もが社会の担い手となるための「学びのセーフティーネット」の構築の観点から玖珠郡育英会奨学金貸与者に対する「奨学金返還補助制度」を継続する。
- (19) 文科省の「施設整備基本方針」に則り作成した「九重町立学校施設長寿命化計画」に基づいた学校施設の整備を計画的に進める。特に小学校のトイレについて計画的な改修を行う。

2 自律のまちづくりに即応した社会教育の推進

社会教育は「大人の学習」と言われるが、その対象は子どもから高齢者まで多岐にわたる。それぞれの学習活動が主体的なものになっていくには、さらなる学習意欲を促す学習機会や活動の場を提供することが重要である。

コロナ禍で、本町の様々な社会教育活動が制限されてきた。新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式が示されたように、感染拡大防止に努めながら段階的に再開してきた。今後も社会教育活動の在り方を検討し、コロナ禍における施設の活用を進める。

- (1) 社会教育行政の最も重要な役割は、公民館や地域等で行われる自由な学習活動が、自主的・主体的になっていくよう学習環境、学習条件を整えていくことにある。社会教育関係職員は、町民の自主的・主体的な学習活動を支援し、援助するとともに地域の課題意識を喚起していくことなどが重要な役割を担っている。引き続き、学習活動の援助者としての専門性確保のため、社会教育主事をはじめ関係職員の養成に努め、公民館には引き続き公民館主事を配置し、各地区の「地区協議会」の活動支援にも努める。
- (2) 「九重町社会教育計画」では、公民館機能を発揮し、町民の可能性を引き出すことを社会教育が果たすべき役割としている。社会教育委員による「若者の社会教育活動の参加促進について」の答申に示された「今後の公民館活動の推進に対する提言」を生かし、社会教育計画に基づく活動や実践が、地域づくりに不可欠な地域の担い手となる人材の育成につながるよう引き続き努力する。若者の社会教育活動に対する理解と参画を目指し、高校生1年生を対象としたサークルづくりをスタートさせる。
- (3) 「九重ふるさと自然学校」は、地域との連携が進み充実した取組が行われている。自然体験活動や生態系の保存活動に取り組む等、九重町の自然保護活動に大きく寄与しており、引き続き「九重ふるさと自然学校」と提携した人材育成事業の「ふるさと探検クラブ」を実施する。また、学校内外における自然体験活動を通じて、生命及び自然を尊重し、環境保全に関心を示す態度を養う取組はこのえ学園が目指す「ふるさと学」の理念やSDGsの目標とも共通する側面があることから、今後は、このえ学園と自然学校の取り組みの連携を一層深めていく。
- (4) 学校支援地域本部事業による学校と地域の連携体制の構築や、放課後子ども（チャレンジ）教室、子ども料理教室の運営や放課後児童クラブ、子ども食堂事業との協働を通じて、補充学習、体験・交流活動などに取組んできた。今後も、児童・生徒や地域住民に多様な学習の提供に努める。

- (5) 地域コミュニティの維持を図るため、たくさんのいいもの・いい人を町の人へ伝えるフリーペーパー「BASARE」をツールに読者・出演者・編集者からなる新たな交流の場の創出に引き続き取り組む。
- (6) 1971年に開学した寿大学は、第50期の卒業式を迎える。これを機に寿大学のこれまでの沿革を振り返りこれからの運営の在り方について検討する。

3 人権教育・部落問題学習の推進

- (1) 「人権文化」とは、日常生活のあらゆる行動や言葉の中に人権感覚が豊かに息づく状態が当たり前になることである。隣近所の助け合いや互いの存在を認め合う環境がないところに人権感覚は育たない。人権文化の構築は、行政すべての分野における共通課題である。このような認識を深め合いながら、「人権施策基本計画」に基づき、引き続きその推進に努める。
- (2) これまでの人権・同和教育に関する方針・計画を見直し、部落差別解消のための「教育基本方針」を策定した。その施策や計画に基づく、部落差別解消のための授業改善、研究活動、教職員研修の充実が求められている。学校教育活動における人権教育・部落問題学習の深化・充実のために南山田小学校を研究指定校として研究を進める。また、学校教育、社会教育が連携した取組を推進するために専門的に支援するスタッフが必要であることから「部落差別解消推進指導員」を引き続き配置する。
- (3) 学校における人権教育・部落問題学習は、「九重町学校（園）における人権教育・部落問題学習の教育実践計画」をもとに、人権教育・部落問題学習の推進を図る。また、こども園・小・中学校が連携しながら指導内容の充実のために教職員の研修に努める。
- (4) あらゆる人権の問題は自らの問題である。社会教育においては、人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図れるよう、隣保館、学校を始めとする教育関係機関・団体との連携を進める。また、「人権教育・啓発の実践計画」を作成し、公民館を中心とした学習機会の提供や参加者が能動的に学習できるような研修の実施に努める。
- (5) 社会において ICT の利活用が普及すると同時に、学校における ICT 環境の整備を進めてきた。情報化社会の進展に伴う情報教育活動に関して、正しい活用と正しい情報を選択する力をつけることを重要な課題と位置づけ、学校教育・社会教育において、メディアからもたらされるさまざまな情報を、主体的かつ批判的に受け止め読みこなす能力（メディアリテラシー）の育成に努める。

4 文化・芸術、スポーツの振興

コロナ禍で、本町の文化・芸術、スポーツの振興についても様々な活動が制限されてきた。新型コロナウイルス感染防止を想定した新しい生活様式が示されたように、感染拡大防止に努めながら活動を進めていく。

- (1) 文化のまちづくりは、さまざまな文化・芸術活動を通じて、いつまでも住み続けていたい、住んでいることが誇りに思えるような「まち」をつくることである。町民一人ひとりが文化を楽しみ、体験できるよう、自主事業をはじめとした事業展開を行い、参加者同士の交流が深まり合うような事業を促進し、日常的に文化を実感できるまちづくりを推進する。
- (2) 九重文化センターは、町民の自由な集会の場、文化活動の拠点として一定の役割を果たしている。今後、九重町公共施設等総合管理計画の基づき施設の整備を進める。また、併設の図書館、歴史資料館とともに町民の身近な施設として、さらに自由な文化活動の拠点となるよう環境づくりに努める。
- (3) 「生涯スポーツ社会」の実現は、社会体育の目指す最終目標である。「総合型地域スポーツクラブ」は、多種目のスポーツに多世代の町民が参加出来る活動を実施し、生涯スポーツの推進に大きな役割を果たしており、今後も活動の支援に努める。また、町体育（スポーツ）協会や各地区体育（スポーツ）協会等の自主的なスポーツ団体とその活動がさらに充実するよう、「九重町運動・スポーツ推進計画」に則りその推進を図る。
- (4) 町の歴史や文化などの正しい理解のためには、郷土の文化財は欠くことのできない財産である。貴重な文化財を保存し、次代に継承するため、貴重な文化財を広めその保護と顕彰に努める。また、地域の伝統的なお祭り等についての現状把握に努める。
- (5) 九重町の文化財等を活用した学習会や研修会のため九重町歴史資料館の活用促進や文化財調査員による出前型（アウトリーチ型）の学習・研修活動の在り方について協議する。また、「広報このえ」の「ふるさとの文化財探訪」を継続し広く町民への広報に努める。
- (6) 子どもたちの地域における郷土芸能や地域行事等への参加・参画について、このえ学園が進める地域と共にある学校づくりの視点からも学校教育活動との連携を図り、参加・参画しやすい環境整備に努める。
- (7) コロナ禍において中止している「九重町長杯九州選抜高校駅伝競走大会」については、今後、大会の実施方法について実行委員会や関係者と協議を継続する。

